

東紀州くろしお学園おわせ分校  
いじめ防止対策基本方針



策定・見直し

いじめ防止委員会

【構成員】

校長、教頭、事務主幹、学部主事、生活支援部主任、人権教育推進担当者、養護教諭  
※事案に応じて、当該学級担任、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家に参加をしてもらう。

- ①いじめ防止対策基本方針に基づいて年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ②いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③いじめに係る情報の収集と共有、記録をする。
- ④いじめ当該児童生徒への聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定をする。
- ⑤学校全体でいじめ防止対策に取り組むために校内指導体制を定める。



年間計画等



情報等の報告



連携促進

未然防止

- 学習指導の充実
  - ・授業規律の徹底
  - ・「わかる」授業づくり
  - ・自己有用感を高める授業
- 特別活動の充実
  - ・ホームルーム活動の充実
  - ・体験活動の充実
- 児童生徒会活動の充実
  - ・いじめ防止対策活動の実施
- 人権教育の充実
  - ・人権研修会の充実
- 情報教育の充実
  - ・情報モラル指導の充実
- 校内研修の実施

早期発見

- 教員の資質を高める。
  - ・ささいな変化や兆候に気づく力の向上
  - ・いじめだと疑いを持って、物事を見る力の向上
- 定期的なアンケートの実施
  - ・年間3度のアンケート等の実施
- 児童生徒の相談窓口の周知
  - ・学級担任との面談
  - ・養護教諭との面談
  - ・こどもほっとダイヤル
  - ・チャイルドラインM I E
- 情報の共有
  - ・学部会、職員会議での情報共有
  - ・学級担任、教科担任、養護教諭の日々の会話

保護者・地域との連携

- 学校いじめ防止対策基本方針の周知
  - ・保護者、地域の方からの情報収集
  - ・学校、学部だよりの発行
  - ・保護者会の定期開催
  - ・地域の会議、行事への参加
  - ・現場実習の実施
  - ・居住地校交流の実施
  - ・学校関係者評価委員の委嘱
  - ・学校行事への招待 等

教育委員会との連携

- いじめ事案の報告
- 人的支援の要請 等

関係機関との連携

- 学校警察連絡協議会の参加
- 児童相談所との連携
- 市町福祉部局との連携
- 医師、弁護士との連携 等